

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員給与条例等の一部を改正する条例	職員が所有する住宅に係る住居手当を廃止するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第25号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員給与に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089- 948-6218
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例等の一部を改正する条例	市長等の給料及び期末手当を減額するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第26号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089- 948-6218
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市行政財産の使用料徴収条例及び松山市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、行政財産及び法定外公共物の使用料を改定するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第27号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため（実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当）	管財課 089- 948-6255
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
4	松山市公共施設マネジメント審議会条例	松山市公共施設マネジメント審議会を設置するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第28号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	管財課 089- 948-6255
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市水防協議会条例の一部を改正する条例	第3次一括法による水防法の改正に伴い、水防協議会の会長及び委員の定数を定めるものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第29号	パブリック コメント	H25.12.18 ～26.1.16	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	危機管理 担当部長 付 089- 948-6815
				パブリック コメント 以外の手続	H25.12.19 ～H26.1.10	水防協議会の現職委員に対してアンケート調査を実施し、意見を聴きました。	
6	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	復興計画の作成等のため本市に派遣される職員に対し、災害派遣手当を支給することとするものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第30号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3条第2項第1号に該当)	危機管理 担当部長 付 089- 948-6815
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例	水防法の改正に伴い、地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定めるものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第31号	パブリック コメント	H25.12.18 ～26.1.16	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	危機管理 担当部長 付 089- 948-6815
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
8	松山市社会教育委員 条例の一部を改正する 条例	第3次一括法による社会教育法 の改正に伴い、社会教育委員の 委嘱の基準を定めるものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第32号	パブリック コメント	H25.11.13 ～25.12.12	パブリックコメントを実施し、広く市民の 意見を聴きました。	地域学習 振興課 089- 948-6602
				パブリック コメント 以外の手続	H25.11.18	社会教育委員定例会において、現任 の社会教育委員から意見を聴きまし た。	
9	松山市公民館条例の 一部を改正する条例	泊公民館の改修に伴い、小会議 室を廃止するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第33号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項である ため(実施要綱第3条第1項第2号括弧 書に該当)	地域学習 振興課 089- 948-6602
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市就学指導委員 会条例の一部を改正 する条例	学校教育法施行令の改正に伴 い、効果的かつ適切な教育支援 を行うものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第34号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関 する条例であり、実施要綱第3条第1項 各号のいずれにも該当しないため	学校 教育課 089- 948-6590
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
11	松山市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例	北条学校給食共同調理場を設置するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第35号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	保健 体育課 089- 948-6812
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
12	松山市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例	松山市青少年問題協議会を廃止するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第36号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	教育支援 センター 089- 943-3346
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
13	松山市消防長及び消防署長の資格を定める条例	第3次一括法による消防組織法の改正に伴い、消防長及び消防署長の資格を定めるものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第37号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の任免に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	消防局 総務課 089- 926-9214
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
14	松山市火災予防条例の一部を改正する条例	消防法施行令の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第38号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3 条第2項第1号に該当)	消防局 予防課 089- 926-9245
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
15	松山市消防手数料条例の一部を改正する条例	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防手数料を改定するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第39号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	消防局 予防課 089- 926-9217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
16	松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険の一般被保険者に係る基礎賦課総額算定の特例措置及び低所得世帯に対する保険料の軽減措置を引き続き実施するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第40号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	国保・ 年金課 089- 948-6375
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
17	松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	第3次一括法による介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第41号	パブリック コメント	H25.11. 27～ 25.12.26	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	介護 保険課 089- 948-6968
				パブリック コメント 以外の手続	H25.11.14		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
18	松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	第3次一括法による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第42号	パブリック コメント	H25.11.27～ 25.12.26	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	介護 保険課 089- 948-6968
				パブリック コメント 以外の手続	H25.11.14	松山市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の意見を聴きました。	
19	松山市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例	松山市老人デイサービスセンターを廃止するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第43号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	高齢 福祉課 089- 948-6410
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
20	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、障害福祉サービス事業の指定基準を変更するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第44号	パブリック コメント	H25.12.12 ～26.1.10	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	障がい 福祉課 089- 948-6849
				パブリック コメント 以外の手続	H25.12.12	松山市障害者団体連絡協議会代表者から意見を聴きました。	



松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
21	松山市手数料条例の一部を改正する条例	近傍同種の料金の引上げに準じて保健所関係手数料を改定するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第45号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	医事 薬事課 089- 911-1804 生活 衛生課 089- 911-1807 建築 指導課 089- 948-6509
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
22	松山市化製場等に関する条例の一部を改正する条例	近傍同種の料金の引上げに準じて、化製場設置許可申請手数料等を改定するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第46号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	生活 衛生課 089- 911-1862
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
23	松山市安居島水道条例の一部を改正する条例	松山市水道事業給水条例の改正に伴い、安居島水道利用料金を改定するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第47号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	生活 衛生課 089- 911-1863
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
24	松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、し尿処理手数料を改定するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第48号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	環境 指導課 089- 948-6439
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
25	松山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い道路占用料を改定するとともに、太陽光発電設備等に係る道路占用料を徴収することとするものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第49号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	道路 管理課 089- 948-6473
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
26	松山市駐車場条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い市営駐車場の駐車料金等を改定するとともに、市役所前地下駐車場の利用促進を図るものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第50号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	総合 交通課 089- 948-6445
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		



松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
27	松山市港湾施設使用 条例の一部を改正する 条例	近傍同種の料金の引上げに準じ て、港湾施設使用料等を改定す るものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第51号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	空港・ 港湾課 089- 948-6491
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
28	松山市海岸占用料等 徴収条例の一部を改 正する条例	近傍同種の料金の引上げに準じ て、海岸保全区域の占用料等を 改定するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第52号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	空港・ 港湾課 089- 948-6491
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
29	松山市道の駅条例の 一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、道の 駅利用料金を改定するもので す。	平成26年 2月20日 提出  議案 第53号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	地域 経済課 089- 948-6548
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
30	松山市中小企業振興 基本条例	中小企業の振興に関し基本となる事項を定め、その施策を総合的に推進するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第54号	パブリック コメント	H25.10.15 ～25.11.13	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	地域 経済課 089- 948-6399
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
31	松山市商工業立地促 進審議会条例	松山市商工業立地促進審議会を設置するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第55号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	地域 経済課 089- 948-6549
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
32	松山市温泉使用条例 の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い温泉使用料を改定するとともに、温泉の使用目的を拡大することにより地域の振興を図るものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第56号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項及び金銭の徴収に関する事項であるため（実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当）	観光・国際 交流課 089- 948-6556
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
33	松山城山索道条例及び松山城天守閣条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、松山城山索道料金等を改定するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第57号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	観光・国際 交流課 089- 948-6556
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
34	松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、鹿島公園渡船施設使用料を改定するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第58号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	観光・国際 交流課 089- 948-6556
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
35	松山市姫ヶ浜荘条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、姫ヶ浜荘利用料金を改定するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第59号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	観光・国際 交流課 089- 948-6556
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
36	松山中央公園多目的 競技場条例の一部を 改正する条例	消費税率の引上げに伴い、松山 中央公園多目的競技場使用料 を改定するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第60号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	競輪 事務所 089- 965-4322
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
37	松山市道後温泉事業 施設の設置及び管理 に関する条例の一部を 改正する条例	消費税率の引上げに伴い、道後 温泉浴場使用料等を改定するも のです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第61号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	道後温泉 事務所 089- 921-5141
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
38	松山市中央卸売市場 業務条例の一部を改 正する条例	消費税率の引上げに伴い、中央 卸売市場における卸売業者等の 業務の処理方法に関して所要の 規定を整備するものです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第62号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項である ため(実施要綱第3条第1項第2号括弧 書に該当)	市場 管理課 089- 924-2311
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
39	松山市公設花き地方 卸売市場業務条例の 一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、公設 花き地方卸売市場における卸売 業者等の業務の処理方法に関し て所要の規定を整備するもので す。	平成26年 2月20日 提出  議案 第63号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項である ため(実施要綱第3条第1項第2号括弧 書に該当)	市場 管理課 089- 924-2311
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
40	松山市公設水産地方 卸売市場業務条例の 一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、公設 水産地方卸売市場における卸 売業者等の業務の処理方法に 関して所要の規定を整備するも のです。	平成26年 2月20日 提出  議案 第64号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項である ため(実施要綱第3条第1項第2号括弧 書に該当)	市場 管理課 089- 924-2311
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
41	松山市国民健康保険 条例の一部を改正する 条例	国民健康保険法施行令の改正 に伴い、保険料法定軽減世帯を 拡大するとともに、後期高齢者支 援金等賦課限度額及び介護納 付金賦課限度額を引き上げるも のです。	平成26年 2月28日 提出  議案 第74号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	国保・ 年金課 089- 948-6375
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

## 松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成26年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条 例 名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
--	-------	-------	-----------	-------	---------	---	-----

### 【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、必要な事項を公表する ⇒ 市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒ 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。
- ⑦「第3次一括法」とは、平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」のことをいいます。
- ⑧一括法に関連する条例を制定する場合には、原則として、パブリックコメントとそれ以外の意見聴取手続をあわせて実施することになっています。